

八尾市「部落差別の解消に関する施策の方向性について」八尾市部落差別解消推進基本方針（答申）を受けての対応について

資料1

答申の項目	答申掲載箇所	① 現在実施されている事業について ※第3期実施計画(R5～R6)に記載されている事務事業名と事業概要	② 関連計画・指針等について (R5.12月現在)	③ 担当所属	④ ①について答申（部落差別解消に向けた取り組み）に関連した事業で既に答申受領前から実施している取り組み	⑤ ①について答申（部落差別解消に向けた取り組み）に関連した事業で答申受領以降に開始または変更した取り組み ・現在の事業において、部落差別解消に向けた取り組みの今後の方向性について
<p>< 5 > 部落差別の解消をめざす相談体制の充実(答申P21～P23) (2)相談の機能 (3)隣保館活動の再評価と活性化 (4)相談活動の抜本的強化に向けて</p>	21ページ	<p>(施策、事業名) 差別のない社会づくりの推進事業 (事業概要) 差別の実態把握をし、差別をなくすための取り組みを推進するとともに人権相談などの充実を図る。</p>	<p>・人権尊重の社会づくり条例 ・第2次八尾市人権教育・啓発プラン ※令和7年度中に改定作業⇒令和8年4月「第3次人権教育・啓発プラン」</p>	人権政策課	<p>④ ①について答申（部落差別解消に向けた取り組み）に関連した事業で既に答申受領前から実施している取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット上の差別的な書き込みへの対応…市民からの通報等により実態を把握し、削除要請を実施 ・人権擁護委員による相談…人権擁護委員による人権相談 ・人権侵害による特設法律相談…弁護士による人権侵害等に関連した法律相談 ・人権相談、DV相談…職員による相談 ・差別事象への対応…『差別事象等発生時の対応について』（差別事象マニュアル）を改定しており、事案が発生した場合も不明な点など担当課よりヒアリングを行い内容を把握し、精査したうえでフィードバックするなど全庁的に差別事象に対応している。 <p>休日に市民から差別事象に関する通報があった場合には、管理センターからの連絡により対応している。</p>	<p>⑤ ①について答申（部落差別解消に向けた取り組み）に関連した事業で答申受領以降に開始または変更した取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット上の人権侵害に対応するため、『差別事象等発生時の対応について』（差別事象マニュアル）をR6.4以降、改定して庁内で共有を図る。 ・インターネット上の人権侵害についても、SNS上の更新にも対応している。 ・今後もさまざまな媒体への対応にも的確にかつ迅速に対応できるようマニュアルの更新も含めて検討している。 ・発生する差別事象等の把握に努め、適切かつ迅速な対応するとともに、当事者の思いを受け止め、事業を進めている。 ・「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」（令和5年10月30日施行、一部は令和6年4月1日施行）の基つき、国や大阪府と連携しながらインターネット上の差別的な書き込みへの対応を進めていく。
	22ページ	<p>(施策、事業名) 桂、安中人権コミュニティセンター相談事業 (事業概要) 市内とりわけ近隣地域の住民の福祉の向上、自立支援を図るため生活相談事業を実施する。同時に関係機関や関係課との連携を図る。</p>	<p>・八尾市立人権コミュニティセンター条例 ・隣保館設置運営要綱 ・隣保館の設置及び運営について</p>	桂人権コミュニティセンター 安中人権コミュニティセンター	<p>・生活相談事業の実施：生活上のさまざまな課題や悩みなどについての相談を受け、専門機関等との連携を図り、必要に応じて支援方策検討会議を開催するなどにより、課題に対する方策を検討し、課題解決に努めている。</p> <p>また、関係機関との情報交換や相談記録などから、孤立化の恐れがある世帯を把握し、訪問調査を実施している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・重層的支援体制整備における相談機関に位置づけし、引き続き関係機関との連携をとっていくことで、相談者に寄り添った支援を実施していく。 ・地域の実態や地域住民ニーズの把握に努め、適切に事業を進めていく。
	22ページ	<p>(施策、事業名) 多機関連携ネットワーク推進事業(令和4年度まで) (事業概要) 制度や組織に縛られない、国が示す「断らない相談支援」を実現するために、介護、障がい、子育て、生活困窮などの複雑化・複合化した課題を抱えた世帯を関係機関で連携して支えるしくみづくりを行う。また、生活困窮者をはじめとする地域で福祉課題を抱える人や世帯に対してアウトリーチを通じた継続的支援を福祉生活相談支援員が実施する。</p>	<p>・第4次八尾市地域福祉計画</p>	地域共生推進課	<p>令和4年度の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重層的支援体制整備事業への移行準備 ・重層的支援体制整備事業実施計画の策定 ・「断らない相談」支援体制の強化のための庁内会議の開催及び窓口スキルアップツールの活用についての庁内周知 ・つなげる会議（多機関協働のケース会議）を開催し、関係機関と連携した支援の実施 ・支援が必要な人への迅速なアウトリーチの体制整備 ・専門職人材育成プログラムの実施 (令和4年3月策定「八尾市福祉職の人材育成方針及び福祉職等相談対応職員への研修計画」) ・「伴走支援」によるつながり続ける支援体制の構築 ・地域や社会に参加する機会を確保するための支援及び地域住民相互の交流を行う拠点の開発に向けた協議 	<p>令和5年度から重層的支援体制整備事業へ移行</p>

答申の項目	答申 掲載箇 所	① 現在実施されている事業について ※第3期実施計画(R5～R6)に記載さ れている事務事業名と事業概要	② 関連計画・指針 等について (R5.12月現在)	③ 担当所属	④ ①について答申（部落差別解消に向けた取り組み）に関連した 事業で既に答申受領前から実施している取り組み	⑤ ①について答申（部落差別解消に向けた取り組み）に関連した事業 で答申受領以降に開始または変更した取り組み ・現在の事業において、部落差別解消に向けた取り組みの今後の方 向性について
<p>< 5 > 部落差別の解消 をめざす相談体制の充 実(答申P21～P23) (2)相談の機能 (3)隣保館活動の再評 価と活性化 (4)相談活動の抜本的 強化に向けて</p>	22ペー ジ	<p>(施策、事業名) 重層的支援体制整 備事業（令和5年度から） ★令和4年度までの多機関連携ネット ワーク推進事業を統一 (事業概要) 重層的支援体制整備事業の実施によ り、制度や組織に縛られない、地域 住民の複雑化・複合化した支援ニー ズに対応する包括的な支援体制を整 備するため、「断らない相談支 援」、「参加支援」、「地域づくり に向けた支援」を柱として、これら 3つの支援を一層効果的・円滑に実 施するために、「多機関協働による 支援」、「アウトリーチ」等を通じ た継続的支援を新たな機能として強 化し、一体的に実施する。 また、従来、分野（介護、障が い、子育て、生活困窮）ごとの制度 に基づき行われていた相談支援や地 域づくりにかかる補助に、新たに相 談支援や参加支援の機能強化を図る 補助が加わり、より一体的に執行で きるよう「重層的支援体制整備事業 交付金」として一括交付される。</p>	<p>・第4次八尾市地域 福祉計画 ・令和5年3月策定 「八尾市重層的支援 体制整備事業実施計 画」</p>	地域共生推進 課	令和5年度から実施	<ul style="list-style-type: none"> ・重層的支援体制整備事業の実施 ・「断らない相談」支援体制の強化 ・職員の窓口能力の向上のため窓口スキルアップツールの活用につ いての庁内周知及び研修の実施 ・つなげる会議（多機関協働のケース会議）の開催 ・「伴走支援」によるつながり続ける支援体制の強化 ・支援が必要な人への迅速なアウトリーチの体制整備 ・専門職人材育成プログラムの実施 ・地域社会に参加する機会を確保するための支援の強化及び地域住 民相互の交流を行う拠点の開発等 ・重層的支援体制について市民に向けた研修会の開催 (今後) ・事業周知と各関係機関との連携 ・「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくり」の一体的な支 援体制についての協議 ・各種研修などを通じて、相談職の相談援助技術の向上 ・重層的支援体制の強化に向けたあり方検討 ・「伴走支援」によるつながり続ける支援体制の構築に向けた取り 組み ・地域や社会に参加する機会を確保するための支援の強化及び地域 住民相互の交流を行う拠点の開発 ・令和6年度に「第4次八尾市地域福祉計画」の中間見直しととも に「重層的支援体制整備事業実施計画」の見直し
	22ペー ジ	<p>(施策、事業名) 地域就労支援事業 (事業概要) 働く意欲がありながら、様々な理 由で就労が実現できない就労困難者 等を対象に、国や府等の関係機関や 地域の団体と連携を図りながら、就 労に向けた支援を実施する。</p>	<p>・第3次八尾市地域 就労支援基本計画</p>	労働支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・地域就労支援センターでのコーディネーターによる就労相談 ・地域就労支援基本計画の進捗管理…地域就労支援基本計画推 進委員会開催による進捗管理。 ・広域連携での障がい者雇用などの企業啓発セミナー及び就職 面接会の開催 ・職業能力開発のための講座の実施 ・無料職業紹介事業を活用した会社説明会・面接会によるマッ チングや個別マッチングの実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・就職後の定着支援の拡大…定例的な就労定着支援イベントの実 施。直近で就労した人や地域就労に参加して就労した人が参加し て、料理を作りながら就労後の悩みなどの相談を受けたりしてい る。 (今後) ・国や府をはじめ様々な関係機関と連携しながら、引き続き、課題 の整理、支援メニューのコーディネートを実施し、希望する就労の 実現に向けた支援を進めていく。
<p>< 5 > 部落差別の解消 をめざす相談体制の充 実(答申P21～P23) (2)相談の機能</p>	22ペー	<p>(施策、事業名) パーソナル・サ ポート事業 (事業概要) 口営的自立・社会的自立・経済的</p>	<p>・第3次八尾市地域</p>	労働支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・パーソナル・サポーターによる寄り添い型支援(相談含む) の 実施 ・社会的居場所事業（日本語学習室含む）の実施 ・支援付き就労訓練（中間的就労）の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・就労体験業務の拡大…いきなり就労することが困難な人に対し て、事業所への応募を前提とした就労体験の開始。 ・長期未就労やひきこもり、就労までの距離が遠い支援者に対し て、経済的自立を含めて生活の自立支援や、重層的支援体制整備事

答申の項目	答申 掲載箇 所	① 現在実施されている事業について ※第3期実施計画(R5～R6)に記載さ れている事務事業名と事業概要	② 関連計画・指針 等について (R5.12月現在)	③ 担当所属	④ ①について答申（部落差別解消に向けた取り組み）に関連した 事業で既に答申受領前から実施している取り組み	⑤ ①について答申（部落差別解消に向けた取り組み）に関連した事業 で答申受領以降に開始または変更した取り組み ・現在の事業において、部落差別解消に向けた取り組みの今後の方 向性について
(3)隣保館活動の再評価と活性化 (4)相談活動の抜本的強化に向けて	ジ	<p>日常的自立、社会的自立、経済的自立を希望しながらその実現を阻害する問題を抱えている方々を支援する。</p>	就労支援基本計画	労働政策課	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立支援法に基づく就労準備支援事業の実施 	業を通じて、様々な関係機関と連携して、事業内容について幅広く知っていただく形で進めていく。
<p>< 6 > 部落差別の解消をめざす教育・啓発活動の推進(答申P24～)</p> <p>(2)八尾市における人権・同和教育の経過と課題</p> <p>(3)全体に関わる取り組み</p> <p>(4)学校教育に関わる取り組み</p> <p>(6)部落差別解消推進法の周知徹底</p> <p>(7)部落問題学習(研修)を効果的に推進するために</p>	26ページ	<p>(施策、事業名) 人権尊重の社会づくり推進事業</p> <p>(事業概要)</p> <p>すべての人権が尊重される社会の実現に向けて、関係機関と連携した推進体制の充実に努めるとともに、市民との協働により人権教育・啓発についての取り組みを総合的かつ計画的に推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 人権尊重の社会づくり条例 第2次人権教育・啓発プラン <p>※令和7年度中に改定作業⇒令和8年4月「第3次人権教育・啓発プラン」</p>	人権政策課	<ul style="list-style-type: none"> 第2八尾市人権教育・啓発プランの推進 八尾市人権尊重の社会づくり審議会の開催 八尾市人権施策推進本部会議、幹事会の開催 人権担当者研修の開催 職員研修、職場研修の実施 人権週間街頭啓発の実施 第2次八尾市人権教育・啓発プラン（改定版）に、同和問題（部落差別）をはじめ、本市におけるさまざまな人権課題について記載しており、課題解決に向けて、学校園・職場・地域などあらゆる場での人権教育・啓発推進の取組みを記載、また、総合的かつ効果的な推進体制や進行管理と評価を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度に「人権についての市民意識調査」（5年に1回）を実施し、令和7年度には計画改定作業を経て「第3次人権教育・啓発プラン」に向けて答申の内容も踏まえて策定する。 人権尊重の社会づくりに向けて関係機関等と連携した推進体制の充実に努めている。 庁内各所属に配置している人権担当者を中心に各所属の人権意識の高揚を図る。 人権啓発事業の実施にあたっては、動画配信など効果的な啓発手法により実施している。
	26ページ	<p>(施策、事業名) 人権啓発推進事業</p> <p>(事業概要)</p> <p>・市民、事業者などの人権意識の向上を図るため、啓発事業を実施するとともに市民による啓発活動への支援を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 人権尊重の社会づくり条例 第2次人権教育・啓発プラン <p>※令和7年度中に改定作業⇒令和8年4月「第3次人権教育・啓発プラン」</p>	人権政策課	<ul style="list-style-type: none"> 人権啓発セミナーの開催…年2回、さまざまな人権課題をテーマとした市民向けのセミナー ひゅーまんフェスタの開催…市の関係機関や団体が参加した人権についての啓発イベント 地区人権研修をはじめ、八尾市人権啓発推進協議会の活動促進及び支援 市内のさまざまな団体が加入している八尾市人権啓発推進協議会により、啓発を実施 人権週間街頭啓発の実施…12/4～10の人権週間に街頭啓発活動を実施 	<ul style="list-style-type: none"> すべての人権が尊重される社会の実現のためには、一人ひとりの人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であることから啓発事業について、オンライン開催や動画配信など効果的・効率的に実施している。 委託事業も含め、学校、職場、地域など身近なところでの人権啓発を推進している。

答申の項目	答申掲載箇所	① 現在実施されている事業について ※第3期実施計画(R5～R6)に記載されている事務事業名と事業概要	② 関連計画・指針等について (R5.12月現在)	③ 担当所属	④ ①について答申（部落差別解消に向けた取り組み）に関連した事業で既に答申受領前から実施している取り組み	⑤ ①について答申（部落差別解消に向けた取り組み）に関連した事業で答申受領以降に開始または変更した取り組み ・現在の事業において、部落差別解消に向けた取り組みの今後の方向性について
<p><6>部落差別の解消をめざす教育・啓発活動の推進(答申P24～)</p> <p>(2)八尾市における人権・同和教育の経過と課題</p> <p>(3)全体に関わる取り組み</p> <p>(4)学校教育に関わる取り組み</p> <p>(6)部落差別解消推進法の周知徹底</p> <p>(7)部落問題学習(研修)を効果的に推進するために</p>	27ページ以降	<p>(施策、事業名)人権教育研修事業(事業概要)</p> <p>教職員・指導主事の人権意識の高揚と指導力の向上を図るため、人権教育に関する各種研修を行う。とりわけ、教職経験の少ない教職員への人権教育の研修機会を充実させることを通して、児童生徒に対する人権教育の取組みを一層充実させる。</p> <p>また、学校や保護者・地域における人権教育の推進を図るため、人権学習プログラムの開発や人権学習関係資料等の整備を行う。</p>	<p>・八尾市人権教育基本方針</p>	人権教育課	<p>・管理職人権教育研修(校長1回、教頭1回)の実施</p> <p>・人権教育研修講座の実施(6回)</p> <p>・人権教育実践交流会の実施(2回)</p> <p>・研究協力員人権教育部会による学習プログラムの開発</p> <p>・研究・研修用図書、視聴覚教材の整備、貸出等を実施</p>	<p>・教職員の人権感覚の醸成を目的とした人権啓発動画の配信(2回)。教員だけでなく、給食配膳員や校務員など、学校でこどもに関わっている全ての大人の人権感覚の養成を目的として、動画による15分程度の研修を実施</p> <p>・児童生徒の豊かな人権感覚を育むためには、教職員の人権感覚や指導力の向上が必須であるとともに、経験の浅い教職員も多いことから、今後も質の高い、効果的な人権教育研修を実施する。</p> <p>・学習プログラムについては公開授業等により、広く教職員へ周知する。</p> <p>・研究・研修用図書や視聴覚教材は、教職員のニーズ等もふまえ、実践に有効活用できるよう整備している。</p> <p>・児童生徒に関わるすべての教職員の人権感覚の醸成を図るためのより効果的な啓発方法や内容を検討している。</p>
<p><7>部落差別の解消をめざす実態調査の実施(P31～P33)</p> <p>(3)求められる具体的な実態調査</p>	31ページ以降	<p>(施策、事業名)人権尊重の社会づくり推進事業(事業概要)</p> <p>5年に1回、「人権についての市民意識調査」を実施し、市民や人権課題の当事者意識の把握に努める。次回、令和6年度に実施予定</p>	<p>・八尾市人権尊重の社会づくり条例</p> <p>・第2次八尾市人権教育・啓発プラン</p> <p>※令和7年度中に改定作業⇒令和8年4月「第3次人権教育・啓発プラン」</p>	人権政策課	<p>・令和元年度「人権についての市民意識調査」を実施(5年に1回)</p> <p>・令和2年度に「第2次人権教育・啓発プラン」の中間見直しを実施</p>	<p>・令和6年度に「人権についての市民意識調査」(5年に1回)を実施する予定であり、答申の内容及び調査結果を踏まえてプラン策定作業を行い、令和7年度に「(仮)第3次人権教育・啓発プラン」を策定する。</p> <p>・発生する差別事象等の把握に努め、適切かつ迅速な対応するとともに、当事者の思いを受け止め、事業を進めている。</p> <p>・「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」(令和5年10月30日施行、一部は令和6年4月1日施行)のに基づき、国や大阪府と連携しながらインターネット上の差別的な書き込みへの対応を進めていく。</p>
<p><8>部落差別の解消をめざす同和地区の生活改善とにぎわいと交流を育むまちづくり(P34～P35)</p> <p>(1)部落差別の解消をめざす一般施策の活用・改革・創造を</p> <p>(3)同和地区住民の生活の安定と社会的・経済的自立の推進</p>	34ページ	<p>(施策、事業名)八尾市西郡住宅(14号館～18号館)建替事業(事業概要)</p> <p>PFI手法による西郡住宅14号館～18号館の集約建替えにあたり、西郡地域全体を含めた居住環境の向上や良好な地域コミュニティの形成を目的に、少子高齢化に伴うコミュニティ課題の解消に向け、多世代が住まう多様な住宅供給が出来る計画としている。</p> <p>(計画での位置付け)集約建替え、非現地建替</p>	<p>・八尾市営住宅機能更新事業計画(八尾市営住宅長寿命化計画)</p>	住宅管理課	<p>・八尾市営住宅機能更新事業計画(八尾市営住宅長寿命化計画)に基づき、下記の改善事業の実施</p> <p>安全性確保型…耐震性に課題のある住棟について、耐震改修を行い、躯体安全性を高める。</p> <p>長寿命化型…長期的な活用を図るべき住棟に対して、屋外・外壁・配管等について耐久性の向上や維持管理の容易性向上の観点から改善を行う。</p> <p>居住性向上型…浴室・浴槽のない住戸に対して、居室を浴室に改善、浴槽の設置を行い、合わせて住戸内の給水設備の改修、浴室・トイレへの手すりの設置、玄関ドアのレバーハンドル化を行い居住性向上を図る。</p>	<p>・PFI手法による西郡住宅14号館～18号館の集約建替事業(事業契約日:令和5年3月24日)…老朽化している住棟(14号～18号館)及び耐震性、居住環境に課題がある住棟(19号～23号館、28号館)の建替えを行うとともに、多世代によるコミュニティ形成が可能な住戸構成、地域に開かれたコミュニティゾーンの創出を計画している。令和7年10月頃に新しい住棟が完成予定。</p> <p>・上記事業完了後、創設されたコミュニティゾーン(スペース)の活用方法については、入居者、地域関係団体等と検討を行う。</p>

答申の項目	答申掲載箇所	① 現在実施されている事業について ※第3期実施計画(R5～R6)に記載されている事務事業名と事業概要	② 関連計画・指針等について (R5.12月現在)	③ 担当所属	④ ①について答申（部落差別解消に向けた取り組み）に関連した事業で既に答申受領前から実施している取り組み	⑤ ①について答申（部落差別解消に向けた取り組み）に関連した事業で答申受領以降に開始または変更した取り組み ・現在の事業において、部落差別解消に向けた取り組みの今後の方向性について
<p>< 8 > 部落差別の解消をめざす同和地区の生活改善とにぎわいと交流を育むまちづくり (P34～P35)</p> <p>(1) 部落差別の解消をめざす一般施策の活用・改革・創造を</p> <p>(3) 同和地区住民の生活の安定と社会的・経済的自立の推進</p>	34ページ	<p>(施策、事業名) 権利擁護推進事業 (事業概要)</p> <p>八尾市成年後見制度利用促進計画 (地域福祉計画と一体的に策定) に基づき、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。</p> <p>八尾市社会福祉協議会権利擁護センターを中核機関として、専門職団体、関係機関が連携協力する「協議会」を運営し、「(支援) チーム」を支援するしくみづくりを行う。</p> <p>また、権利擁護支援が必要な人がますます増加することに対応するため、市民として地域で後見活動を行う「市民後見人」の養成や活動支援を行い、社会福祉法人による法人後見や大阪家庭裁判所での新たな取り組みである「総合支援型後見監督人」に対する支援を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次八尾市地域福祉計画 ・八尾市成年後見利用促進計画 (・第4次八尾市地域福祉計画内) 	地域共生推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる機関の「ほっとかれへん」を集約した成年後見制度をはじめとする権利擁護支援が、必要な人に届くよう、権利擁護支援の地域連携ネットワーク「ほっとかれへんネットワーク」を構築し、認知症になっても障がいがあっても自分らしく暮らせるよう取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度に「第4次八尾市地域福祉計画」の中間見直しを実施する予定であり、認知症になっても、障がいがあっても自分らしく暮らせる八尾のまちをめざして、さらなる権利擁護の推進に取り組む。
	34ページ	<p>(施策、事業名) 地域福祉推進基金活用事業 (事業概要)</p> <p>地域福祉推進基金を活用して、市民グループ、NPO等から地域福祉推進のための活動提案を募集し、活動に対して助成することで、住民福祉活動の促進及び住民団体同士のネットワークの構築を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次八尾市地域福祉計画 	地域共生推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・市民グループ、NPO等から地域福祉推進のための活動提案を募集し、活動に対して助成することで、地域でのおせっかい活動が地域で活発に展開されるよう取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・誰でも参加できる場や機会を増やすため、市民の自主的・自立的地域福祉活動の促進と、地域福祉推進体制の充実に取り組む。
	35ページ	<p>(施策、事業名) 地域就労支援事業 (事業概要)</p> <p>働く意欲がありながら、様々な理由で就労が実現できない就労困難者等を対象に、国や府等の関係機関や地域の団体と連携を図りながら、就労に向けた支援を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次八尾市地域就労支援基本計画 	労働支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・地域就労支援センターでのコーディネーターによる就労相談 ・地域就労支援基本計画の進捗管理…地域就労支援基本計画推進委員会開催による進捗管理 ・広域連携での障がい者雇用などの企業啓発セミナー及び就職面接会の開催 ・職業能力開発のための講座の実施 ・無料職業紹介事業を活用した会社説明会・面接会によるマッチングや個別マッチングの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・就職後の定着支援の拡大…定例的な就労定着支援イベントの実施。直近で就労した人や地域就労に参加して就労した人が参加して、料理を作りながら就労後の悩みなどの相談を受けたりしている。 ・国や府をはじめ様々な関係機関と連携しながら、引き続き、課題の整理、支援メニューのコーディネートを実施し、希望する就労の実現に向けた支援を進めていく。

答申の項目	答申掲載箇所	① 現在実施されている事業について ※第3期実施計画(R5～R6)に記載されている事務事業名と事業概要	② 関連計画・指針等について (R5.12月現在)	③ 担当所属	④ ①について答申（部落差別解消に向けた取り組み）に関連した事業で既に答申受領前から実施している取り組み	⑤ ①について答申（部落差別解消に向けた取り組み）に関連した事業で答申受領以降に開始または変更した取り組み ・現在の事業において、部落差別解消に向けた取り組みの今後の方向性について
<p>< 8 > 部落差別の解消をめざす同和地区の生活改善とにぎわいと交流を育むまちづくり (P34～P35) (1) 部落差別の解消をめざす一般施策の活用・改革・創造を</p>	35ページ	<p>(施策、事業名) パーソナル・サポート事業 (事業概要) 日常的自立・社会的自立・経済的自立を希望しながらその実現を阻害する問題を抱えている方々を支援する。</p>	<p>・第3次八尾市地域就労支援基本計画</p>	労働支援課	<p>④ ①について答申（部落差別解消に向けた取り組み）に関連した事業で既に答申受領前から実施している取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パーソナル・サポーターによる寄り添い型支援(相談含む) の実施 ・ 社会的居場所事業（日本語学習室含む）の実施 ・ 支援付き就労訓練（中間的就労）の実施 ・ 生活困窮者自立支援法に基づく就労準備支援事業の実施 	<p>⑤ ①について答申（部落差別解消に向けた取り組み）に関連した事業で答申受領以降に開始または変更した取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就労体験業務の拡大…いきなり就労することが困難な人に対して、事業所への応募を前提とした就労体験の開始。 ・ 長期未就労やひきこもり、就労までの距離が遠い支援者に対して、経済的自立を含めて生活の自立支援や、重層的支援体制整備事業を通じて、様々な関係機関と連携して、事業内容について幅広く知っていただく形で進めていく。
<p>(3) 同和地区住民の生活の安定と社会的・経済的自立の推進</p>	35ページ	<p>(施策、事業名) ダイバーシティ経営推進事業 (事業概要) 今後の少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少を見据え、多様な人材の活用といった事業所におけるダイバーシティ経営と働き方改革の取り組みを支援するとともに、事業所の人権意識の高揚及び人権問題への啓発に関する事業を実施するほか、個々の中小企業では取り込むことが難しい勤労者への福利厚生事業を実施する（公財）八尾市中小企業勤労福祉サービスセンターに対し補助金を交付する。また、育児や介護との両立など働く方のニーズに応じた多様な働き方を支援する。</p>	<p>・第3次八尾市地域就労支援基本計画</p>	労働支援課	<p>④ ①について答申（部落差別解消に向けた取り組み）に関連した事業で既に答申受領前から実施している取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ セミナーの開催…年3回程度、ハローワークや八尾市企業人権協議会等と連携し、ダイバーシティ経営推進や公正採用選考、ハラスメント、働き方改革などのテーマで企業向けのセミナーを実施。 ・ 企業の人権問題に関するセミナーや取り組み等の情報提供…大阪府、八尾市企業人権協議会等と連携し情報を提供。 ・ ひゅーまんフェスタへの参加…八尾市企業人権協議会と連携して啓発イベントで企業の人権問題等に関して啓発 ・ 就職差別撤廃の啓発…就職差別撤廃月間である6月に啓発活動を実施 ・ 啓発誌「労働情報やお」の発行 ・ ハローワーク等との連携による就労イベントの開催 	<p>⑤ ①について答申（部落差別解消に向けた取り組み）に関連した事業で答申受領以降に開始または変更した取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 八尾市企業人権協議会やハローワークなどの関係機関と連携しながら、就職差別撤廃、公正採用選考の普及に向けて効果的な周知・啓発方法等を検討し事業を進めている。
	35ページ	<p>(施策、事業名) 青少年健全育成事業 (事業概要) 青少年会館条例に掲げる目的を達成するために「子どもの居場所」を提供し、平日に長期教室、土曜日や学校の長期休業中に短期教室・講座等を実施している また教育課題として重要性が増している不登校児童生徒に対する支援を行っている。</p>	<p>青少年会館条例</p>	<p>桂青少年会館 安中青少年会館</p>	<p>④ ①について答申（部落差別解消に向けた取り組み）に関連した事業で既に答申受領前から実施している取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不登校児童生徒支援及び中高生の居場所の提供 ・ 中高生向け学習ルーム開放（桂青少年会館） ・ 高学年・中学生学習会（安中青少年会館） ・ 子ども食堂（貸館）（安中青少年会館） 	<p>⑤ ①について答申（部落差別解消に向けた取り組み）に関連した事業で答申受領以降に開始または変更した取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ハローワークと連携して地域就労支援セミナーを開催。（概ね35歳未満対象） (桂青館R4.11.7、安中青館R4.11.10) ・ 居場所づくり（フリースペース）の開放（桂青少年会館） ・ 平日の長期教室(パソコンやギター、プログラミング)の実施（桂青少年会館） ・ 居場所づくり専用スペース（WITHルーム）の開放（安中青少年会館） ・ 現在実施している事業を継続しつつ、地域・学校と連携し事業を検討する。

答申の項目	答申掲載箇所	① 現在実施されている事業について ※第3期実施計画(R5～R6)に記載されている事務事業名と事業概要	② 関連計画・指針等について (R5.12月現在)	③ 担当所属	④ ①について答申（部落差別解消に向けた取り組み）に関連した事業で既に答申受領前から実施している取り組み	⑤ ①について答申（部落差別解消に向けた取り組み）に関連した事業で答申受領以降に開始または変更した取り組み ・現在の事業において、部落差別解消に向けた取り組みの今後の方向性について
< 8 > 部落差別の解消をめざす同和地区の生活改善とにぎわいと交流を育むまちづくり (P34～P35) (1) 部落差別の解消をめざす一般施策の活用・改革・創造を (3) 同和地区住民の生活の安定と社会的・経済的自立の推進	35ページ	(施策、事業名) 子どもの未来応援推進事業 (事業概要) 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき策定した八尾市子どもの未来応援推進プランに係る施策推進及び調査研究を行っている。	・こどもいきいき未来計画 ※令和6年度中に改定作業⇒令和7年4月「第3期子どもの未来応援推進プラン」	こども若者政策課	④ ・学習支援事業の実施 …ひとり親世帯及び生活困窮世帯の中学生を対象に市内6会場で学習支援事業を実施	⑤ ・令和6年度には、学習支援の対象を小学校5年生、6年生へ拡充する方向で検討しており、既存の中学生への実施とともに、こどもの学習習慣の定着や学習意欲の向上を図る。 ・小学校5年生、6年生への拡充については、令和6年度にモデル事業として市内の1施設で実施を検討している。
	35ページ	(施策、事業名) 社会教育事業【識字・日本語教室の開催】 (事業概要) ・目的：差別貧困等による理由で学習機会が制約された「よみ・かき・ことば」を必要とする市民を対象とした「識字教室」、中国帰国者等の日本語を学ぶ場としての「日本語教室」を開催し、生涯学習の土台となる力の向上を図る。	・八尾市教育振興基本計画	生涯学習課	・識字教室の実施 桂・安中識字教室：それぞれ桂・安中人権コミセンで木曜日夜に実施 ・日本語教室の実施 高砂日本語教室：桂人権コミセンで土曜日夜に実施	・R6年度からの高砂日本語教室への講師謝礼の増額に向けて進めている。 その後開催場所や時間帯において講師、生徒の意向を伺いながら適切な場所や時間帯に変更できるよう検討を進める。
	35ページ	(施策、事業名) 多文化共生推進事業 (事業概要) 多文化共生社会の実現をめざし、多文化共生推進計画に基づき（公財）八尾市国際交流センターと連携し、相談・情報提供事業などの多文化共生施策の推進を図っている。	第2次八尾市多文化共生推進計画（令和3年～10年）	人権政策課	答申に関連する取り組みはなし。	・外国人市民が増加傾向にある中で、まちの活力を維持していく観点からも外国人市民の存在は重要であり「外国人が住みやすいまち」「外国人が活躍できるまち」をめざして多文化共生の取り組みの充実を図っている。 ・市民が様々な国や地域の多様な生活文化や習慣等に対する相互理解を深めるために、市民間の交流の機会の創出、外国人市民の地域活動への参画の促進等に取り組む必要がある。
< 8 > 部落差別の解消をめざす同和地区の生活改善とにぎわいと交流を育むまちづくり (P34～P35) (1) 部落差別の解消を	35ページ	(施策、事業名) 桂、安中人権コミュニティセンター相談事業 (事業概要) 市内とりわけ近隣地域の住民の福	・八尾市立人権コミュニティセンター条例 ・隣保館設置運営要綱	桂人権コミュニティセンター 安中人権コ	・生活相談事業の実施：生活上のさまざまな課題や悩みなどについての相談を受け、専門機関等との連携を図り、必要に応じて支援方策検討会議を開催するなどにより、課題に対する方策を検討し、課題解決に努めている。 また、関係機関との情報交換や相談記録などから、孤立化の恐れがある世帯を把握し、訪問調査を実施している。	・重層的支援体制整備における相談機関に位置づけし、引き続き関係機関との連携をとっていくことで、相談者に寄り添った支援を実施している。 ・地域の実態や地域住民ニーズの把握に努め、適切に事業を進めている。

答申の項目	答申 掲載箇所	① 現在実施されている事業について ※第3期実施計画(R5～R6)に記載されている事務事業名と事業概要	② 関連計画・指針等について (R5.12月現在)	③ 担当所属	④ ①について答申（部落差別解消に向けた取り組み）に関連した事業で既に答申受領前から実施している取り組み	⑤ ①について答申（部落差別解消に向けた取り組み）に関連した事業で答申受領以降に開始または変更した取り組み ・現在の事業において、部落差別解消に向けた取り組みの今後の方向性について
めざす一般施策の活用・改革・創造を (3)同和地区住民の生活の安定と社会的・経済的自立の推進		祉の向上、自立支援を図るため生活相談事業を実施する。同時に関係機関や関係課との連携を図る。	・隣保館の設置及び運営について（技術的助言）	安中人権コミュニティセンター		
	35ページ	(施策、事業名) 桂、安中人権コミュニティセンター講座事業 (事業概要) 人権尊重の社会づくりを推進するため、「自立支援」「人権啓発」「市民交流」「生涯学習」等、各種事業を実施する。	・八尾市立人権コミュニティセンター条例 ・隣保館設置運営要綱 ・隣保館の設置及び運営について（技術的助言）	桂人権コミュニティセンター 安中人権コミュニティセンター	・各種講座事業：生涯学習や市民交流及び自立支援に向けた講座事業を実施。 ・人権啓発事業：地域総合情報誌の発行等、人権啓発や地域活動の活性化に向けた事業を実施している。	・地域の実態や地域住民ニーズ、地区内外の住民交流の状況の把握に努め、適切に事業を進めている。